

I Cカード乗車券取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、多摩都市モノレール株式会社（以下「社」という。）における、I Cカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社において旅客の運送等を行うI Cカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、一体型P A S M Oについては次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第11条（発売）

(2) 第18条第2項（再印字）

(3) 第22条および第23条（再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う。

(4) 第24条（P A S M Oの交換および移替え）

(5) 第26条（払いもどし）

3 当該P A S M Oに定期乗車券、または企画乗車券が付加されていない場合は、前項第1号および第2号の取扱いを除き、第1項により取扱う。

4 社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、社は変更および変更内容を予め告知するものとする。

5 この規則が改定された場合、以後のI Cカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

6 この規則に定めのない事項については、法令、社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるP A S M O取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「I Cカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するP A S M Oを媒体とする乗車券等をいう

(2) 「I C取扱事業者」とは、P A S M O取扱規則に規定するP A S M O取扱事業者をいう。

(3) 「I C鉄道事業者」とは、前号に規定するI C取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。

(4) 「S F」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、I Cカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。

(5) 「I C S F乗車券」とは、S Fにより旅客の運送等に供するI Cカード乗車券をいう。

(6) 「無記名P A S M O」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供するI Cカ

ード乗車券をいう。

- (7)「記名P A S M O」とは、券面に使用者の記名を行い、かつP A S M Oに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供するI Cカード乗車券をいう。
- (8)「一体型P A S M O」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名P A S M Oをいう。
- (9)「大人用P A S M O」とは、大人の使用に供するP A S M Oをいう。
- (10)「小児用P A S M O」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名P A S M Oをいう。
- (11)「I C定期乗車券」とは、I C鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名P A S M Oに付加したI Cカード乗車券をいう。
- (12)「I C企画乗車券」とは、I C鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をP A S M Oに付加したI Cカード乗車券をいう。
- (13)「チャージ」とは、I Cカード乗車券に入金することをいう。
- (14)「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが収受するP A S M Oの使用権の代価をいう。
- (15)「改札機等」とは、I Cカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16)「精算機等」とは、I Cカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17)「最低運賃相当額」とは、第6条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。

（契約の成立および適用規定）

- 第4条** I Cカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と社の間において成立する。
- 2 前項にかかわらず、I C定期乗車券またはI C企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券または企画乗車券を発売したときに成立する。
 - 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法および制限事項）

- 第5条** I Cカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のI Cカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
- 2 出場時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
 - 3 I Cカード乗車券のS Fを使用して定期乗車券、別のP A S M Oおよび社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
 - 4 入場時に使用したI Cカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該I Cカード乗車券で再

び入場することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、ＩＣカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。

(1) 入場時にＳＦ残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

(2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。

(3) ＩＣカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等によるＩＣカード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。

(4) 記名ＰＡＳＭＯまたは社が別に定める無記名ＰＡＳＭＯにおいては改札機等での入場または出場、ＳＦもしくは定期乗車券、企画乗車券の使用またはＳＦのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。

(5) 一体型ＰＡＳＭＯにおいては提携先の都合により、当該ＰＡＳＭＯが使用できない状態となったとき、または有効期限が終了したとき。

6 ＩＣカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

7 ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第１項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。

8 記名ＰＡＳＭＯは、当該記名ＰＡＳＭＯに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

9 小児用ＰＡＳＭＯは、有効期限終了後は使用することができない。

10 偽造、変造または不正に作成されたＩＣカード乗車券、ＳＦ、定期乗車券または企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第6条 この規則における普通旅客運賃は、第5条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。

営業キロ	I Cカード運賃
1 駅区間※	1 0 2 円
1 ～ 3 K m	2 1 4 円
4 ～ 5 k m	2 6 5 円
6 ～ 7 k m	3 1 6 円
8 ～ 1 0 k m	3 6 7 円
1 1 ～ 1 6 k m	4 0 8 円

※ 1 駅区間運賃は割引運賃。隣接する 1 駅区間に適用する。柴崎体育館～立川北・立川南～高松間も適用とする

注) :次の区間については、特定運賃を設定する。

- ・立川北～高幡不動 2 6 5 円
- ・立川南～桜街道 2 6 5 円
- ・立川南～砂川七番 2 1 4 円

3 旅客が第5条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 記名P A S M Oにかかわる個人情報の取扱いは、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとす
る。

(取扱区間)

第9条 社におけるI Cカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限
または停止をすることがある。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法又は乗車する列車の制限

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、社はその責めを負わない。

第2章 発売

(発売)

第11条 P A S M OはP A S M O取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名P A S M Oの
購入を希望する旅客がI Cカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力し
た場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

2 旅客がP A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、
旅客営業規則等に定める定期乗車券をP A S M Oへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅
客がI Cカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申
込書の提出を省略し発売することができる。

3 第2項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用P A S M Oに、小児の使用に
供するものは小児用P A S M Oにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能
を無記名P A S M Oに付加するときは、当該無記名P A S M Oを記名P A S M Oに変更する場合に限り
取扱う。

4 第1項、第2項、ならびに第3項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第12条 I Cカード乗車券は、P A S M O取扱規則の定めによりI Cカード乗車券を処理する機器に

よりチャージすることができる。

- 2 IC S F乗車券を使用して乗車し、出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合、および IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつ S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に切り上げた額とする。

(S F 残額の確認)

第 13 条 IC カード乗車券の S F 残額は、IC カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 IC カード乗車券の S F 残額履歴の表示または印字は P A S M O 取扱規則の定めにより、IC カード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
 - (3) 第 22 条又は第 23 条の規定により P A S M O を再発行したときの再発行前の S F 残額履歴
 - (4) 第 24 条の規定により P A S M O を交換したときの交換前の S F 残額履歴
- 4 社においては、P A S M O 取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定める S F 残額および S F 残額履歴のほか、最近の S F 残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第 22 条または第 23 条の規定により P A S M O を再発行したときの再発行前の S F 残額履歴および第 24 条の規定により P A S M O を交換したときの交換前の S F 残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。
 - (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
 - (3) 26 週間を経過した S F 残額履歴
 - (4) 第 22 条または第 23 条の規定により P A S M O を再発行した当日における再発行前の S F 残額履歴
 - (5) 第 24 条の規定により P A S M O を交換した当日における交換前の S F 残額履歴

第 3 章 運賃

(I C S F 乗車券における運賃の減額)

- 第 14 条** 旅客が I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃を S F 残額から減額する。ただし、小児用 P A S M O にあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。
- 2 社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の IC 鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

(I C 定期乗車券または IC 企画乗車券における運賃の減額)

第 14 条の 2 旅客が I C 定期乗車券または IC 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いとは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、片道普通旅客運賃を減額する。

(→第 17 条「効力」)

(社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第 15 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 P A S M O の S F から減額する旅客運賃にあっては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

2 旅客が I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

3 前項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。

4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。

5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。

6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第16条 社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、社線内を利用する場合に限り、 I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、 I C 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。

2 前項にかかわらず、社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。

(2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第17条 I C カード乗車券取扱区間内において、 I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、 I C S F 乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名 P A S M O から大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。

(2) 入場後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはない。

2 P A S M O に発売された定期乗車券および企画乗車券については、社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、 S F をチャージした I C 定期乗車券および IC 企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(再印字)

第18条 ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、P A S M O取扱規則または社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該P A S M Oを社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名P A S M Oの個人情報変更)

第19条 改氏名等により、記名P A S M Oを所持する旅客の個人情報と記名P A S M Oに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名P A S M Oを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに社が定める申込書および当該記名P A S M Oを社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

第20条 I Cカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったI Cカード乗車券の取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後のI Cカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはI C定期乗車券およびI C企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 記名P A S M Oを記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となったI Cカード乗車券を使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用P A S M Oを使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) 社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (8) 偽造、変造または不正に作成されたI Cカード乗車券もしくはS Fを使用した場合
- (9) 旅客の故意または重大な過失によりI Cカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第21条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第20条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第22条 I C S F乗車券の紛失再発行の取扱いは、社が定める申請書の提出を受け、P A S M O取扱

規則の定めるところにより行う。

- 2** IC定期乗車券またはIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

（1）申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

（2）記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

- 3** 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限り、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号から第5号の条件を満たした場合に限り、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。

（1）公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

（2）再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が社で発売したものであること。

（3）旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

（4）旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

（5）旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

- 4** 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期乗車券またはIC企画乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名PASMOの紛失再発行手数料はPASMO取扱規則の定めによる。

- 5** 第2項により使用停止措置を行った一体型PASMOを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。

（1）定期乗車券については、社が定める申請書を提出し、第3項第1号から第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。

（2）企画乗車券については、第3項第2号および第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。

（3）前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。

（4）第1号および第2号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第3項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。

- 6** 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC定期

乗車券または I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 7 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した I C 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが I C 定期乗車券または IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第 2 3 条 I C S F 乗車券の障害再発行の取扱いは、社が定める申請書の提出を受け、P A S M O 取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 I C 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から社が定める申請書の提出を受け、かつ I C 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- 3 前項により再発行整理票が発行された当該 I C 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 1 4 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 I C カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C カード乗車券を再発行する。また、一体型 P A S M O においては、次の第 1 号および第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を提出すること。

(3) 再発行する P A S M O に付加されている定期乗車券または企画乗車券が社で発売したものであること。

(4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

(5) 旅客が当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を呈示すること。

(6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(7) 旅客が障害状態となった当該一体型 P A S M O と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

- 4 当該 I C 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 I C 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 I C S F 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により I C 定期乗車券または IC 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 2 0 条第 9 号により無効となった場合

(→第20条「無効となる場合」)

(PASMOの交換および移替え)

第24条 社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用しているPASMOを、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOに予告なく交換することがある。なお、一体型PASMOにおいては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型PASMOを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型PASMOの交換をする場合の取扱いは、PASMO取扱規則の定めにより、株式会社パスモおよび提携先から交換用の一体型PASMOの交付を受け、社に、現在使用している一体型PASMOと当該交換用の一体型PASMOを持参し、かつ株式会社パスモからの交換用の一体型PASMOにかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を当該交換用の一体型PASMOへ移し替える手続きをしなければならない。この場合、社は、所定の機器により移し替える。

3 一体型PASMOを使用する旅客が、現在使用している一体型PASMOにおける記名PASMOの機能、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を、社で発売できるICカード乗車券に移し替える場合、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、PASMO取扱規則の定めにより一体型PASMOの払いもどしおよびICカード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型PASMOに付加されていた定期乗車券、および企画乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ICカード乗車券に移し替える。なお、一体型PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

4 第2項の交換または第3項の移替えを行った後、交換または移替え前の記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えた記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできない。

(→第11条「発売」)

(→第26条「払いもどし」)

(免責事項)

第25条 PASMOの交換または再発行により、PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを発行したことによる旅客の損害等については、社はその責めを負わない。

2 紛失した記名PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害については、社はその責めを負わない。

3 一体型PASMOについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、社はその責めを負わない。

4 この規則に定めのない、PASMOを媒体としたサービス（社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

第26条 旅客が、P A S M Oが不要となり、社が定める申請書を提出したときは、P A S M O取扱規則の定めにより払いもどしを行う。

2 旅客が、I C定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、I C定期乗車券が不要となり、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、I C企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

(2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、I C企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

(2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める無記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型P A S M Oを払いもどす場合

は、P A S M O取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

第7章 特殊取扱

(P A S M Oの変更)

第27条 旅客が無記名P A S M Oを差し出して、記名P A S M Oへの変更を申し出た場合は、P A S M O取扱規則の定めによりP A S M Oの変更を行う。なお、P A S M O取扱規則の定めにより、記名P A S M Oから無記名P A S M Oへの変更はできない。

2 旅客がP A S M O取扱規則の定めによる有効期限終了後の小児用P A S M Oを差し出して、大人用P A S M Oへの変更を申し出た場合は、P A S M O取扱規則の定めによりP A S M Oの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

第28条 旅客は、I C S F乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該I C S F乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が、I C定期乗車券またはIC企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該I C定期乗車券またはIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該I C定期乗車券またはIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 次の各号により入場し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) I C S F乗車券を使用して入場した場合。

(2) I C定期乗車券またはIC企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第29条 I C定期乗車券またはIC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまるI Cカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) I C S F乗車券

(2) S F をチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 定期乗車券

(3) S F をチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 企画乗車券

ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該 I C カードの発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において I C カード乗車券の S F 残額から減額する。

第 8 章 I C カードの相互利用

(I C カード等の相互利用)

第 3 0 条 株式会社パスモが相互利用を行う以下の I C カード等については、第 3 条第 1 項第 1 号に定める I C カード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「S u i c a」
- (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレール S u i c a」
- (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかい S u i c a」
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「K i t a c a」
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
- (6) 株式会社エムアイシーが発行する「m a n a c a」
- (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「T O I C A」
- (8) 株式会社スルッと K A N S A I が発行する I C カード
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「I C O C A」
- (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
- (11) 株式会社ニモカが発行する「n i m o c a」
- (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「S U G O C A」

2 前項で定める一部の I C カード乗車券について、I C カード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第 1 項に定める I C カード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、社の旅客営業規則および第 1 項に定める各 I C カードを発行する事業者の規則（以下、「I C カード発行业者規則」という。）の定めるところによる。

(ＩＣカードの相互利用において取扱わない業務)

第３１条 前条にかかわらず、次の各号に定めるＩＣカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

(１) 前条第１項第１号から第３号に定めるＩＣカード乗車券について

- ア 第１１条（発売）
- イ 第１３条第４項（ＳＦ残額の確認）
- ウ 第１８条第２項（再印字）
- エ 第１９条第２項（記名ＰＡＳＭＯの個人情報変更）
- オ 第２２条（紛失再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- カ 第２３条（障害再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- キ 第２４条（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）
- ク 第２６条（払いもどし）
- ケ 第２７条（ＰＡＳＭＯの変更）

(２) 前条第１項第４号から第１２号に定めるＩＣカード乗車券について

- ア 第１１条（発売）
- イ 第１３条第４項（ＳＦ残額履歴の確認）
- ウ 第１８条第２項（再印字）
- エ 第１９条第２項（記名ＰＡＳＭＯの個人情報変更）
- オ 第２２条（紛失再発行）
- カ 第２３条（障害再発行）
- キ 第２４条（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）
- ク 第２６条（払いもどし）
- ケ 第２７条（ＰＡＳＭＯの変更）

(相互利用におけるＩＣカード発行事業者規則に基づく取扱い)

第３２条 以下の取扱いについては第３０条第１項に定めるＩＣカード発行事業者において、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- (１) 第７条に定める個人情報の取扱い
- (２) 第２０条により無効となったカードの取扱い